平成２９年（フ）第５４４号
静岡県浜松市西区大平台３丁目15番１号　プラザヴィラＢ201号室
債務者　宮木　裕弥
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８号
岡山県新見市大佐田治部3491番地２
債務者　橋本　**廣**志
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前11時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第５８７号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目22番30号
債務者　手島　妙子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
神奈川県藤沢市大庭5429番地の７　ラミアール藤沢モアクレストＣ―102
債務者　小美濃直子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９１号
静岡市清水区興津中町1431番地の10、旧住所静岡市清水区興津中町1376番地の１　メゾンジェルメ206号
債務者　望月　寛亮
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８８号
栃木県那須郡那珂川町健武1290番地３、前住所栃木県那須郡那珂川町馬頭2302番地２
債務者　岩澤眞喜子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９０号
栃木県大田原市末広３―2854―５　ノアハイム１―202、住民票上の住所栃木県下野市川中子3329番地620
債務者　佐藤　峻也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６０７号
栃木県宇都宮市昭和２丁目11番３号　エフプラッツ102号室、前住所長野県伊那市御園474番地１　アートコートみそのＡ201号室
債務者　大和　一也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４号
栃木県矢板市片岡2327番地18
債務者　栗原　礼子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８８４号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区４棟501号
債務者　坂本　浩司
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
神奈川県大和市林間１丁目15番15号
債務者　村島　雅子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４号
横浜市旭区川井宿町15番地　６棟410号
債務者　伊藤　哲司
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３５号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目２番18号　松が丘ハイツ202
債務者　田代　夏紀
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
神奈川県茅ヶ崎市今宿333番地５―403号　今宿グリーンハイム、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市今宿333番地５―403号　今宿グリームハイム
債務者　畠中　貞雄
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３００号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694番地１第二メゾン武蔵野107号
債務者　澤村恵里香（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部